

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会業務執行理事の勤務日等に関する規則

平成 20 年 1 月 1 日

規則 第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会業務執行理事の勤務日等について定めることを目的とする。

(勤務日等)

第 2 条 勤務日は、1 ヶ月につき 12 日とする。

2 勤務時間は、午前 10 時から午後 3 時までとする。ただし、業務の都合により変更することができる。

附 則

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。